

関市公共施設における受動喫煙防止対策ガイドライン施行

**関市の公共施設を敷地内全面禁煙とし、
望まない受動喫煙ゼロを目指します！！**

令和 2 年 4 月より「健康増進法の一部を改正する法律」が全面施行され、医療機関・教育施設・行政機関庁舎等（第一種施設）は敷地内禁煙、第一種施設以外の施設（第二種施設）は屋内禁煙となります。関市は法改正に合わせて「関市公共施設における受動喫煙防止ガイドライン」を施行し、市または指定管理者が管理する公共施設（第一種施設、第二種施設）を敷地内全面禁煙としました。令和元年 6 月調査で 67 施設あった喫煙可能施設が 3 施設と大幅に減少。ガイドライン作成の効果が大きいに得られました。

【喫煙所を廃止した施設の声】

大変だったこと—喫煙者から苦情・据付け型の灰皿撤去作業

市民の声—喫煙所以外で吸っている人もいるうえ、喫煙所で吸っていても窓を開ける季節には煙が入り、とても困っていた。

禁煙になるのはうれしい

改正法より一步踏み込んだ規制とすることで、望まない受動喫煙防止対策を強化し、市民の皆さんの健康増進を図ります。また、市民への周知や禁煙相談・指導にも重点を置き、さらなる受動喫煙防止の推進に努めます。

（関市公共施設における受動喫煙防止ガイドラインの主な内容）

- ・ 市及び指定管理者が管理する公共施設について、敷地内全面禁煙とし、建物内および、敷地内、敷地内に停車および駐車している車両内等、すべての場所で喫煙を禁止する。
- ・ 喫煙とは、紙巻きたばこ、加熱式たばこ、電子たばこを吸入する行為で、有害物質の有無を問わない。
- ・ 直ちに敷地内全面禁煙が困難である場合は、当面の間、市民健康課が認めた特定屋外喫煙所を設けることができる。なお、喫煙所の清掃業務を行う際は、受動喫煙防止の観点より、喫煙禁止とする。

照会先 市民健康課 関市保健センター 関市日ノ出町 1-3-3

TEL：0575-24-0111（直通） FAX：0575-23-6757（直通・FAX 専用）